

届出行為一覽表

行為の種類	大規模行為の届出対象となる規模	景観形成地域において届出を要しない規模	
建築物の新築、増・改築、移転、撤去、外観の変更 (自己用1戸建て専用住宅及び農林水産業併用住宅を除く)	高さ13m若しくは4階建て又は建築面積1,000㎡を超えるもの	①建築物の新・増・改築、移転、撤去部分の床面積の合計が10㎡以下のもの(新・増・改築後に高さ5mを超えるものを除く) ②設置期間が90日を超えない仮設のもの ③建築物の改築で、外観の変更を伴わないもの ④建築物の外観の変更で、変更の面積が10㎡以下のもの	
工 作 物 の 新 築 、 増 ・ 改 築 、 移 転 、 撤 去 、 外 観 の 変 更	垣、さく、塀、擁壁等 高さ5mを超えるもの	①高さが1.5m以下のもの ②設置期間が90日を超えない仮設のもの(大規模行為に該当するものを除く) ③工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの ④工作物の外観の変更で、変更の面積が10㎡以下のもの 注：左欄のうち、増・改築後に、左欄に定める高さ又は面積を超えるものとなる場合の増・改築は、届出が必要	
煙突、排気塔等 鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱等 電波塔、記念塔、物見塔等 高架水槽、冷却塔等 彫像、記念碑等	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの (注1) 注1：工作物が建築物と一体となる場合は、工作物の高さが5mを超え、かつ、地盤面から工作物の上端までの高さが13mを超えるもの		①高さが5m以下のもの
観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、 ウォーターシュート、コースター等 コンクリートプラント、アスファルト プラント、クラッシャープラント等 石油・ガス・液化石油ガス・穀物・飼料等を 貯蔵し、又は処理する施設 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設等	高さ13m又は築造面積500㎡を超えるもの (注2：注1に同じ)		①高さが5m以下で、 かつ、築造面積が10㎡以下のもの
自動車車庫の用に供する立体的施設	高さ13m又は築造面積500㎡を超えるもの (注2：注1に同じ)		①高さが10m以下のもの
電気供給のための電線路、有線電気通信の ための線路、空中線等 (これらの支持物を含む)	高さ20mを超えるもの(支持物が建築物と一体となつて設置される場合は、支持物の高さが10mを超え、かつ、支持物の上端までの高さが20mを超えるもの)		①高さが5m以下で、 かつ、表示面積の合計が10㎡以下のもの
広告板、広告塔、装飾塔等	高さ13m又は表示面積25㎡を超えるもの (注3：注1に同じ)		
木竹の伐採		①高さが10m以下の木竹の伐採 (伐採面積が300㎡を超えるものを除く) ②農業又は林業を営むために行う木竹の伐採 ③間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために行われる木竹の伐採 ④枯損した木竹又は危険な木竹の伐採	
屋外における物品の集積・貯蔵	高さ5m又は面積1,000㎡を超えるもの	①高さが1.5m以下で、かつ、集積又は貯蔵の用に供される土地の面積が100㎡以下のもの ②集積又は貯蔵の期間が90日を超えないもの	
鉱物の掘採、土石の採取	面積が10,000㎡(都市計画区域にあっては3,000㎡)を超えるもの、又は高さ及び長さがそれぞれ5m及び10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの	①面積が300㎡以下で、かつ、法面又は擁壁の高さが1.5m以下のもの	
土地の区画形質の変更		①面積が300㎡以下で、かつ、法面又は擁壁の高さが1.5m以下のもの ②農林漁業を営むために行うもの(宅地の造成、土地の開墾、水面の埋立て及び干拓を除く)	

※景観形成地域：現在、宍道湖景観形成地域が指定されています。

景観の届出はお済みですか？

計画したらまず事前相談を！



島根県
土木部都市計画課

■お問い合わせ先

島根県土木部都市計画課 電話0852-22-6773

景観の届出を建築確認申請の前に行いましょう！

■手続きの流れ

